

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和 6 年 4 月 1 日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	障害児福祉手当ファイル 特別障害者手当ファイル 経過福祉手当ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部 障がいサービス課 担当 障がい相談係 電話番号 03（ 3579 ） 2362
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第十五条により、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。」と定められており、国は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、「国民年金法等の一部を改正する法律」を定め、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過福祉手当（以下、国 3 手当）を対象者に支給することにより、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。 板橋区では、国 3 手当の支給及び申請受付状況、支給状況等を適切に管理するために当該個人情報ファイルを利用し、保管している。
記 録 項 目	1 氏名 11 異動年月日 2 住所 12 従前住所 3 個人コード 13 従前住所方書 4 郵便番号 14 転出先住所 5 世帯主氏名 15 転出先住所方書 6 生年月日 16 身体障害者手帳番号 7 性別 17 愛の手帳番号 8 続柄 18 認定番号 9 住所を定めた日 19 肩書 10 住民となった日 20 手当振込先金融機関名・口座種別・口座番号・名義
記 録 範 囲	国 3 手当を受給する者とその扶養義務者（資格消滅するまで）
記 録 情 報 の 収 集 方 法	収集の相手方： 国 3 手当認定請求書を提出する本人 収集の手段： 窓口申請（紙）、郵送申請（紙）
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	☐ 含む（上記記録項目の番号： ） ☒ 含まない
記 録 情 報 の 先 経 常 的 提 供	☒ あり（経常的提供先 口座振替事務委託先事業者、医師及び東京都心身障害者福祉センター調整課 ） ☐ なし
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	東京都板橋区総務部区政情報課

	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ あり（他の法令の規定） ☒ なし	
個人情報情報 ファイルの種類	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	業務の名称	国障害者（児）手当に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 2,000 人
	その他	